

静岡市男女共同参画審議会について

1 設置、目的等

◆静岡市男女共同参画推進条例第 24 条（設置）

男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会を置く。

◆静岡市男女共同参画推進条例第 25 条（所掌事務）

審議会は、第 16 条第 3 項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

※静岡市男女共同参画推進条例第 16 条第 3 項

「市長は、行動計画の策定に当たっては、第 24 条の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなくてはならない。」

2 組織

◆静岡市男女共同参画推進条例第 26 条以降

・委員：15 名以内（学識経験、団体推薦、市民）

※男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 以上

・任期：2 年（令和 5 年 6 月 23 日～令和 7 年 6 月 22 日）

3 委員の役割

年間 3 回程度の審議会の中で、静岡市の男女共同参画事業等について調査審議を行う。

令和 5 年度は、年間 2 回開催予定で、第 3 次男女共同参画行動計画、DV 防止基本計画、女性活躍推進計画の進捗状況等について、審議を行う。

4 令和 5 年度の日程（予定）

- (1) 第 1 回審議会【令和 5 年 8 月 23 日】：委嘱状交付、会長・副会長選任、男女共同参画行動計画等進捗状況報告、意見交換
- (2) 第 2 回審議会【令和 6 年 1 月頃】：男女共同参画に係る調査審議

5 審議会の公開、会議録の作成・取扱い

・「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」及び「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、特別な場合を除き原則公開とし、会議終了後は会議録を作成・公開する。

6 資料送付・連絡方法

- ・開催通知文等はメール送付、会議資料等の書類は郵送にて送付する。
- ・日程・開催の調整、出欠席の連絡は、メールを中心に電話・FAX により行う。